訂正公告

令和八年十月二十八日（号外第二三六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の甲の代表取締役「斉藤　利夫」とあるは「斉藤　誠一」、甲の第十七期決算公告の代表取締役「斉藤　利夫」とあるは「斉藤　誠一」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年十一月十三日

北海道中川郡美深町字敷島七二番地二

（甲）株式会社利平興業

代表取締役　斉藤　誠一

北海道枝幸郡枝幸町歌登東歌登四〇七番地

（乙）株式会社小川興業

代表取締役　斉藤　利夫

訂正公告

令和八年九月一日（号外第一九五号）掲載の左記会社に係る合併公告（枠組）及び決算公告（枠組）中、乙の商号「株式会社Ｐａｋａｒａ　Ｓｈｏｎａｎ」とあるは「株式会社Ｐａｋａｌａ　ｓｈｏｎａｎ」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十三日

東京都新宿区西早稲田二丁目一八番二三―四〇三号　（甲）株式会社ＭＡＭ　ＦＩＬＭ

代表取締役　新村　裕

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡二丁目四番一七号

（乙）株式会社Ｐａｋａｌａ　ｓｈｏｎａｎ

代表取締役　新村　裕

取消公告

令和八年九月十五日（号外第二〇五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）を取消します。

令和八年十一月十三日

東京都千代田区九段北一丁目一五番一二号（旧本店　東京都千代田区飯田橋四丁目四番八号）

（甲）株式会社リコルド

代表取締役　賢木　昭大

千葉県市川市市川南二丁目九番三二号

（乙）株式会社ライジング

代表取締役　賢木　昭大

取消公告

令和八年九月二十四日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

令和八年十一月十三日

東京都港区赤坂一―八―一赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ

Ｔｙｃｏｏｎ　Ｃａｐｉｔａｌ株式会社

代表取締役　沼沢　想太

東京都港区赤坂一―八―一赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ

（乙）株式会社１２

代表取締役　沼沢　想太

取消公告

令和八年九月二十九日（本紙第一七九七号）掲載の合併公告は取消します。

令和八年十一月十三日

名古屋市中区栄一丁目三一番四一号

（甲）株式会社オオイリアルエステート

代表取締役　大井　富雄

名古屋市瑞穂区岳見町二丁目一五番地の四

（乙）栄産業株式会社

代表取締役　大井さよ美

取消公告

令和八年六月二十六日（号外第一四二号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年十一月十三日

兵庫県淡路市夢舞台二番地二八

株式会社アクアイグニス淡路島

代表取締役　立花　哲也

正　誤

令和八年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第六十九号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五四ページ下段一七行目の「第二章第十部第一節」は「第２章第10部第１節」の誤り。

五七ページ上段終りから一七行目、下段四行目及び二二行目の「検査」は「評価提供料」の誤り。

同ページ下段二二行目及び二五行目の「を除く」は「に限る」の誤り。

五八ページ上段終りから一二行目の「場合は」は「ものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものに限る。）について」の誤り。

七六ページ下段終りから一八行目の「注３」は「注３及び注４」の誤り。

同ページ下段終りから一五行目から一四行目の「予防管理料」は「予防継続管理料」の誤り。

一〇四ページ下段三行目の「218点」は「209点」の誤り。

一一七ページ下段終りから二四行目の「区分番号Ｄ００４―２」は「区分番号Ｄ００４―２の１、区分番号Ｄ００４―３」の誤り。

一四〇ページ上段終りから一七行目の「ものに限る。）」は「ものに限る。）１人につき週１回に限り次に掲げる点数を所定点数に加算する。」の誤り。

一六六ページ下段九行目の「手術（関節鏡下を伴うもの）」は「手術を伴うもの）」の誤り。

一八三ページ下段終りから一四行目の「81,350点」は「181,350点」の誤り。

二二一ページ下段終りから１行目の次に次を加える。

３　第１章第２部第１節の規定にかかわらず、第１章第２部第２節に規定する要件を満たす保険医療機関の病棟（一般病棟入院基本料を算定する病棟に限る。）であって、令和８年３月31日において現に総合入院体制加算又は急性期充実体制加算に係る届出を行っているものについては、令和９年５月31日までの間に限り、急性期総合体制加算を算定できるものとする。

二四八ページ下段終りから１行目の「３」は「４」の誤り。

二五四ページ上段終りから四行目の「手術については」は「手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において」の誤り。

二六〇ページ下段終りから１０行目の次に次を加える。

５　３及び４について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の歯科医師が行った場合に算定する。

二六二ページ上段終りから１０行目の「注８」は「注９」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
三一六	上	五	1	1又は2
三三二	〃	一八	2	2及び外来在宅共同指導料1

令和八年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三一六	上	一八	1	終りから
三一六	〃	一一	一一	終りから
三一六	〃	一一	一二	
三一六	〃	一二	一三	
三一六	〃	一三	一四	
三一六	〃	一四	一五	
三一六	〃	一五	一六	終りから
三一六	〃	一六	「、療養病棟入院基本料の注11	を削る。
三一六	〃	一一	入院料	入院基本料
三一六	〃	一二	入院料	入院基本料
三一六	〃	一三	入院料	入院基本料
三一六	〃	一四	入院料	入院基本料
三一六	〃	一五	入院料	入院基本料
三一六	〃	一六	入院料	入院基本料